

議案第36号

幼稚園教育職員の給与に関する条例及び幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月14日

提出者 墨田区長 山 本 亨

幼稚園教育職員の給与に関する条例及び幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

(幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年墨田区条例第20号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「、特例法」を「及び特例法」に改め、「及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第2条第1項の規定により派遣された職員」を削り、「、大学院修学休業又は派遣」を「又は大学院修学休業」に改める。

(幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第2条 幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(平成12年墨田区条例第21号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(3) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年墨田区条例第4号)

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(提案理由)

公益的法人等に派遣される幼稚園教育職員に対して給与を支給することができることとするに伴い、所要の規定整備をするとともに、教職調整額を給料とみなして

適用する条例に、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例を加える必要がある。